

# 手続きの流れ

申請書で行っていただくこと

市が行うこと

①事前相談

- ・申請を行うにあたり、事前に土木管理課に相談してください。
- ・敷地に接する道路が事業対象道路であるか確認します。

②事前協議申請書の提出  
(様式第1号)

事前協議回答書の交付

③補助金交付申請書の提出  
(様式第6号(7号))

補助金交付決定通知

④測量・境界確定・分筆登記  
支障工作物の移設・撤去  
所有権以外の権利がある場合抹消

⑤寄附申出書等の提出  
(様式第3・4・5号)

所有権移転登記申請

⑥実績報告書の提出  
(様式第9号)

補助金額の確定通知

⑦補助金交付請求書の提出  
(様式第10号)

補助の支払い

拡幅部の舗装工事

備考

- ・⑤寄附申出においては、様式ほか印鑑登録証明書が必要です。
- ・その他申請等に必要な添付書類は各様式下段または要綱でご確認ください。